

## 船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する社会教育関係団体の登録に関し必要な事項を定める。

(登録要件)

第2条 船橋市社会教育関係団体として登録することができる団体（連合組織の加盟団体を含む）は、次の要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約又は会則を有すること。
- (3) 役員についての規定があること。
- (4) 自己財源を有し、団体の運営が確実になされていること。
- (5) 事務所を市内に有し、団体の構成員のうち市内に居住し、又は通勤若しくは通学するものが半数以上で、かつ主たる活動の場所が市内にあること。
- (6) 団体としての活動実績が概ね1年あること。

2 前項の規定にかかわらず、もっぱら政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。

(登録申請)

第3条 船橋市社会教育関係団体として登録申請をする団体の代表者は、船橋市社会教育関係団体登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、登録の申請をしなければならない。ただし、市内全域を対象とする団体及び連合組織団体にあつては社会教育を所管する長（以下「社会教育課長」という。）に、一地域を対象とする団体及び特定の公民館を主たる活動の場所とする団体にあつては当該公民館長に登録申請をするものとする。

- (1) 規約又は会則
- (2) 事業報告書及び決算書
- (3) 事業計画書及び予算書
- (4) 役員名簿
- (5) その他必要と認める書類

(登録審査及び登録)

第4条 船橋市社会教育関係団体の登録審査及び登録は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育課長は申請のあった団体について、社会教育委員の会議の意見を聞き、教育委員会に登録する。
- (2) 公民館長は申請のあった団体について、公民館運営審議会の意見を聞き、教育委員会に登録する。

(登録の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、前条により登録された全市域を対象とする団体及び連合組織団体の国及び県の上部団体については、社会教育委員の会議の意見を聞き登録するものとする。

(登録書の交付)

第6条 教育委員会は、第4条の規定により船橋市社会教育関係団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）の代表者に対し、船橋市社会教育関係団体登録書（第2号様式）を交付するものとする。

（登録団体の規約等の変更又は解散の届出）

第7条 登録団体の代表者は、規約、役員若しくは事務所の位置を変更し又は当該団体を解散したときは、社会教育関係団体登録内容変更（解散）届（第4号様式）を速やかに教育委員会に届けなければならない。

（登録団体の登録の取消等）

第8条 教育委員会は、登録団体が第2条第2項の規定に抵触し、又は前条の規定による届出を怠ったときは、市内全域を対象とする団体及び連合組織団体は社会教育委員の会議の、一地域を対象とする団体及び特定の公民館を主たる活動の場とする団体は当該公民館運営審議会の意見を聞き、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該団体の代表者に対し、船橋市社会教育関係団体登録取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（登録団体の情報の利用及び提供）

第9条 教育委員会は登録団体の情報について、社会教育の振興のため利用又は提供するものとし、それ以外の利用及び提供をしてはならない。ただし、船橋市個人情報保護条例第14条第1項の各号に該当するときは、この限りではない。

（報告）

第10条 社会教育課長及び公民館長は登録団体に対し、必要に応じ事業内容等の報告を求めることができる。

（登録期間）

第11条 登録団体として登録する期間は、7月1日から翌々年6月30日の2年間とする。

中間時期での申請団体の登録期間は、次期申請時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

## 附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

平成3年4月1日一部改正

平成9年7月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成16年12月1日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成21年2月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月5日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年2月1日一部改正

年 月 日

船 橋 市 社 会 教 育 関 係 団 体 登 録 申 請 書

船橋市教育委員会                      あて  
船橋市公民館長                        あて

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

船橋市社会教育関係団体として船橋市教育委員会に登録したいので、下記の関係書類を添えて申請します。

登録書を受けた場合は当団体の情報について、船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準第9条に規定する利用及び提供に同意します。

記

1. 規約又は会則
2. 事業報告書及び決算書
3. 事業計画書及び予算書
4. 役員名簿
5. その他必要と認める書類

年 月 日

船 橋 市 社 会 教 育 関 係 団 体 登 録 申 請 書

\_\_\_\_\_ あて

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名

船橋市社会教育関係団体として船橋市教育委員会に登録したいので、下記の関係書類を添えて申請します。

登録書を受けた場合は当団体の情報について、船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準第9条に規定する利用及び提供に同意します。

記

1. 規約又は会則
2. 事業報告書及び決算書
3. 事業計画書及び予算書
4. 役員名簿
5. その他必要と認める書類

船 第 号  
年 月 日

船 橋 市 社 会 教 育 関 係 団 体 登 録 書

団 体 名  
代 表 者 様

船橋市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありましたことについて、下記のとおり船橋市社会教育関係団体として登録しました。

記

1. 団 体 名 \_\_\_\_\_
2. 団体事務所の所在地 \_\_\_\_\_
3. 代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_
4. 登 録 期 間 \_\_\_\_\_ 年7月1日から \_\_\_\_\_ 年6月30日まで

第3号様式

船 第 号  
年 月 日

船 橋 市 社 会 教 育 関 係 団 体 登 録 取 消 通 知 書

団 体 名  
代 表 者 様

船橋市教育委員会 印

年 月 日付け船 第 号をもって船橋市社会教育関係団体として登録した  
ことについて下記の理由により、登録を取り消したので通知します。

記

取り消しの理由



年度事業報告書及び決算書

《 事業報告 》

活動日と他の事業も含めて期日、場所、内容等を記入してください。

期 日	内 容	場 所	備 考

《 決 算 書 》

収 入		支 出	
摘 要	金 額 (額)	摘 要	金 額 (額)
合 計		合 計	

年度事業計画書及び予算書

《 事業計画 》

1. 事業 (○○大会、◇◇発表会、公民館文化祭参加等)

月	内 容	備 考

2. 活動日

定例会： \_\_\_\_\_ 曜日（午前・昼・午後・夜）

不定期 \_\_\_\_\_

場 所： \_\_\_\_\_

内 容： \_\_\_\_\_

《 予算書 》

収 入		支 出	
摘 要	金 額 (額)	摘 要	金 額 (額)
合 計		合 計	

# 役員名簿

代表者

役職名	氏名	住所	電話番号

代表者以外の連絡先

役職名	氏名	電話番号

その他の役員

役職名	氏名

※不足する場合は付け足してください

団体事務所所在地

船橋市

( 宅)

電話番号

---

会員数 人

(市内在住者 人、市外在住者 人)

---

## 登録申請に係る団体状況調べ

団 体 名				発 足 年 月 日		
				年 月 日		
会 員 構 成	市内居住者	人	市内在勤者	人	市 外	人
	男 性	人	女 性	人	合 計	人
	0～15才(中学生以下)	人	40歳代	人		
	16～20才未満	人	50歳代	人		
	20歳代	人	60歳代	人		
	30歳代	人	70歳以上	人		
運 営 費	会費 (月額・年額)		材料費 (月額・年額)		入 会 金	
	円		円		円	
指 導 者	氏名			氏名		
	職名			職名		
	謝礼金	(月・一回) 円		謝礼金	(月・一回) 円	
入 会 の 現 状	<p>①入会希望者はすぐ入会できる。 ( ) 名程度</p> <p>②入会希望者には入会待ちをしてもらう。( )</p> <p>③入会希望者には応じられない。 (理由 )</p>					